

沼津市では 10 月 1 日から 路上喫煙の規制を開始します

沼津市では、「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」を平成 29 年 10 月 1 日に施行し、路上喫煙の規制を開始します。この条例は路上喫煙の規制について基本的なルールを定め、身体又は財産上の被害を防止し、清潔で快適な空間の保全を図り、人と環境を大切にすまらづくりを推進していくものです。

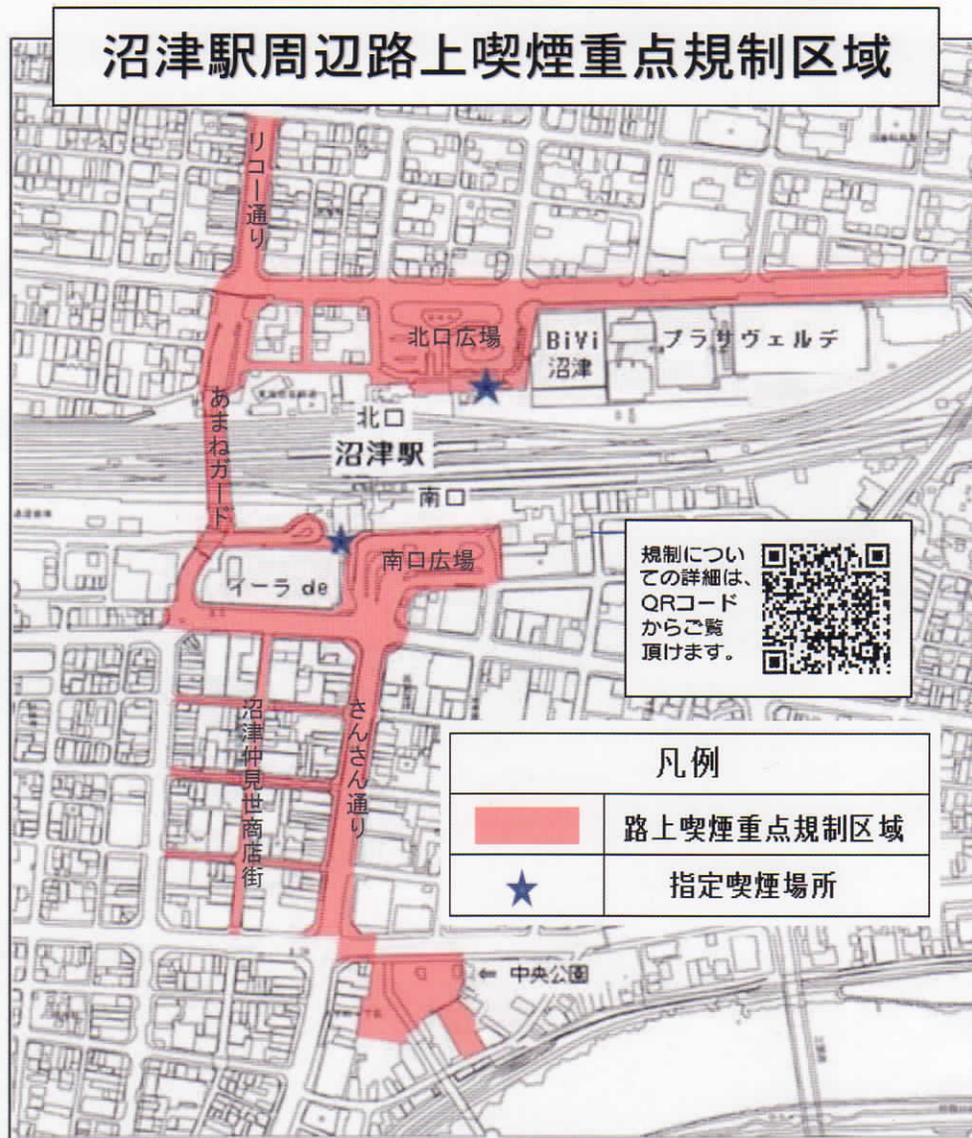
条例で定める基本的なルール

- ・ 道路、公園、河川、海岸その他の公共の場所で喫煙をすることは控えるよう努めましょう。
- ・ 路上喫煙重点規制区域では指定喫煙場所以外の喫煙は禁止です。

路上喫煙重点規制区域

沼津駅周辺が路上喫煙重点規制区域となります。(下図のとおり)

喫煙はマナーを守って



問い合わせ：沼津市ごみ対策推進課 TEL:055-934-4743 gomitai@city.numazu.lg.jp